居宅介護支援事業所輝き運営規程

社会福祉法人

輝き奉仕会

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人輝き奉仕会が開設する居宅介護支援事業所輝き（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（１）名称　居宅介護支援事業所輝き

（２）所在地　広島市南区北大河町３９番１号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者１名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）介護支援専門員２名以上（うち１名が管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（３）電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第６条　指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

（１）利用者の相談を受ける場所　事業所の相談室等

（２）使用する課題分析票の種類

 竹内式アセスメントチャート

 新包括的自立支援プログラム

　　　　自立支援ケアプラン・アセスメント

（３）サービス担当者会議の開催場所　事業所の相談室等

（４）介護支援専門員の居宅訪問頻度　１回／月

（指定居宅介護支援の内容）

第７条　指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

（１）居宅サービス計画の作成

（２）指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整

（３）給付管理業務

（４）その他の便宜の提供

（利用料その他の費用の額）

第８条　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

２　通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収することができる。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程１キロメートル当たり２０円を実費として徴収する。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　事業所の通常の事業の実施地域は、広島市南区の区域とする。但し似島町及び宇品町を除く。

（その他運営に関する重要事項）

第１０条　事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）広島市等が開催する研修

（２）介護支援専門員定例会議

（３）その他の研修

２　従業者は、職務上知りえた個人情報について、第三者への漏洩を防止する。但し重要事項説明書において同意を得た範囲内において使用することがある。

３　サービスの提供に当たって、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

４　事業所は、サービスの提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人輝き奉仕会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成１１年１０月　１日から施行する。

平成１７年　４月　１日　改正

平成１７年　６月　１日　改正

平成１９年　４月　１日　改正

平成２０年　８月　１日　改正

平成２５年１２月　１日　改正

令和　１年　９月　１日　改正

令和　５年　８月２０日　改正